

## ソビエトにおける職業技術教育の改革

森 下 一 期

ソビエトにおける教育改革は、昨年4月の決定『普通教育学校ならびに職業学校の改革的基本的方向』の採択により、具体的に進行している。この決定については既に紹介してきたが<sup>1)</sup>、今回の改革の主要な柱の一つとなっている職業技術教育を見していくこととする。

ソビエトの職業技術教育に関しては、ソビエトへの観察旅行、収集した文献により『技術教育研究』誌上でたびたび取り上げ、紹介されてきている。<sup>2)</sup> 詳細はそれを見ていただきたいが、全体像を描きつつ改革の主要な点を検討してみたい。

学校体系としては、初等学校3ヶ年、不完全中等学校5ヶ年となっており、ここまで8年を終えた後に進路が分かれる。なお、今回の改革で、従来の7才児就学が1年引き下げられ6才からとなり、初等学校が4ヶ年となって、進路が分かれるまでに9年学ぶこととなった。

この先の進路は、引き続き普通教育学校である10年制（これが11年制となる）。なお民族語を学ぶ地域では、以前から11年で、それは12年となる）学校、職業資格の取得をはかる職業技術学校（修学期間2～3年）、専門家の養成をはかる中等専門学校（修学期間3～5年）の3種類である。

ソビエトにおいては、常に教育制度、教育条件の改善がはかれているが、1960年代以降とり組まれてきた全般的義務中等教育の実現も、その重要な課題の一つであった。従って、職業技術学校も、職業資格の取得と合わせて、中等普通教育を身につける（大学進学の資格を得る）中等職業技術学校への移

行が進められてきた。

今回の改革は、1984年に達成された全般的義務中等教育の内容を充実する施策であるとともに、マルクス・レーニン主義教育論の基本的な課題である職業教育・労働教育の実現をはかる全般的職業教育の実施にねらいがおかれている。従って、11年制学校においても、10・11学年において、労働教育の週当たり時間数が4時間から8時間に倍増され、職業資格も得られるようになっている（従来は限られた者のみが取得できた。もちろん、今後得られる資格も高いものではなく、卒業後、中等技術学校のしかるべきコースに入つて—従来の技術学校—より高い資格を得させる道が設定されている）。

さて、職業技術教育の中心的な教育施設である職業技術学校であるが、前述した中等職業技術学校への移行を、今回の改革で完成させることとなった。即ち、单一の中等職業技術学校に統一されるのである（但し、その中に、9年制終了者、11年制終了者などのためのコースが設けられる）。

職業技術教育施設は1920年代の工場技能学校から始まって労働予備制度を経て、1959年から『学校と生活との結び付きの強化とソ連邦の国民教育制度の一層の発展に関する法律』に基づいて確立してきた。

この職業技術教育施設には、『ソ連邦の職業技術教育施設についての規程』（ソ連邦閣僚会議 1980.4.11 承認）によって、次の5つが規定されている。

1. 8年制学校終了者から中等教育を備えた有資格技能労働者を養成するための中等職

表1 職業技術学校の施設数と生徒数の推移

	職業技術教育 施設全体		中等職業技術 学校		技術学校		職業技術学校		夜間(交替)制	
	施設数	生徒数 千人	学校数	生徒数 千人	学校数	生徒数 千人	学校数	生徒数 千人	施設数	生徒数 千人
1946年	2,488	603								
51	2,593	520								
56	3,145	755								
61	3,684	1,064								
66	4,319	1,456			307	100				
70	5,197	2,252	615	180	364	210	3,897		95	
76	6,272	3,081			835	492	1,871		127	
77	6,661	3,359	3,374	1,670	941	567	1,642	834	704	288
78	6,892	3,503	3,676	1,875			1,384	671	732	305
79	7,072	3,617	4,026	2,069			1,111	566	736	
80	7,242	3,659	4,284	2,103	1,313	779	886	427	759	350
81	7,378	3,713	4,443	2,168	1,377	806	776	359	782	380
82	7,519	3,728	4,596	2,229	1,438	804	692	321	793	347
83	7,624	3,770	4,731	2,292	1,467	811	612	287	814	380

## 職業技術学校

2. 中等普通教育学校卒業者から有資格技能労働者を養成するための技術学校
3. 8年制学校終了者から有資格技能労働者を養成するための職業技術学校
4. 生産に従事する労働者の養成、再教育、技能向上のための夜間(交替)職業技術学校
5. 労働者の養成と再教育のための職業学校

これらの施設が、増大する技能労働者の必要にこたえるため拡充されてきた。5ヶ年計画でのこれらの施設における技能労働者の養成は、第8次(1966-1970)-600万人、第9次(1971-1975)-900万人、第10次(1976-1980)-1100万人、第11次(1981-1985)-1300万人と、急激な増加が求められていた。高等・中等専門教育を受けた専門家の養成が第8次で700万人、第11次で1000万人としているのと比較しても、その増加率の高さがわかる。とりわ

け中等教育を受けた有資格労働者の養成を重視し、中等職業技術学校及び技術学校の拡大がはかられた。第10次5ヶ年計画では2倍に、第11次では1.6倍をめざしていた。表1に、それぞれの施設数、生徒数を『ソ連邦の国民経済』各年度版から抜き出してみた。ほぼ中等職業学校化がなされていたことがわかる。

今回職業技術教育施設を中等職業技術学校として単一の学校形態とすることがめざされているが、先の規程も改定され一層整備されたものになるのであろう。

中等職業技術学校の教授プランは表2のようなものである。総計で計算すると年間授業時数が1600時間を越えているが、これは日本の職業訓練校より少し多い位である。このうち職業技術科目が過半数を越えている。中等普通教育学校9・10学年の普通教育科目は2年間で1680時間(1980/81学習年度)であるから、表2の該当科目(科

表2 中等職業技術学校教授プラン

指物師(建築) : 大工

1981年 技能等級3~4級

科 目	1学年	2学年	3学年	計
職業技術科目				
1. 生産技術	486	564	990	2,040
2. 専門技術学	114	100	54	268
3. 材料学	57	31	—	88
4. 建築製図	97	—	—	97
5. 労働と生産の経済の基礎	—	—	34	34
小 計	754	695	1,078	2,527
普通教育科目				
1. ロシア語と文学	80	90	54	224
2. 数 学	137	128	64	329
3. 歴 史	103	135	—	238
4. 社 会 学	—	—	71	71
5. 地 理 学	—	—	54	54
6. 生 物 学	—	—	64	64
7. 物理学と天文学	137	166	17	320
8. 化 学	97	97	—	194
9. 外 国 語	80	34	—	114
小 計	634	650	324	1,608
1. 美学の基礎	40	—	—	40
2. 初歩の軍事教育	40	55	47	142
3. 体育文化	80	76	27	183
相談試験	—	—	—	350
総 計	1,548	1,524	1,518	4,940

目名は同じである)の1608時間という時間数は、ほぼ同じ内容の中等教育を中等職業技術学校に求めていると見ることができる。しかし、以前には2年間で行っていたのと同じ職業資格を与えるながら(職業技術科目の時間数もほとんど変わらない), 1年間の延長で中等教育を行うことは容易なことではない。したがって中等教育と職業技術教育を整合させて行なうことが常に問題にされてきている。決定『職業技術教育のシステムの生徒の教授

及び訓育過程の一層の向上について』(1977.8.30)ではソ連邦教育省の承認のもとに普通教育科目の時間数の若干の削減を行ったのである。当然のことながら中等職業技術学校のための教科書や参考資料の作成も大きな課題となっている。

科学・技術の進歩に対応できる技能労働者の養成の必要が、全面的な中等職業技術学校への改組を早めているのであるが、決して平坦な道ではない。形だけ整えるのでは駄目である。内容の精選と教材の整備、またスタッフの養成がはかられなければならない。

1984年5月1~8日には職業技術教育に関するソ連邦国家委員会の教育会議が開催され、それらの問題が検討されている。中でも先に述べた中等普通教育の充実の問題が重視され、その改善が強調されている。同国家委員会の議長エヌ・ペトロビチエフは「例え、点検されたウラジーミルスキーの中等職業技術学校では、化学に関する具体的な課題をわずか22%の生徒しか克服できず、ロシア語は53%であった。これらの教科に関して報告された成績ではそれぞれ、99.3%, 99.5%であった。残念ながら、同様な事実は他の地域の職業技術学校でも生じている。」と述べている。

今後、教授プランやプログラムがどのように改善されるか、また、教材の整備、教授法の研究がどのように進むか注目したいところである。

今回の職業技術教育の改革を具体的に指示した決定を訳出・紹介する。翻訳にあたっては長谷川淳先生の指導を得た。ここに深く感謝する次第である。

### 注

1) 森下一期・長谷川雅康訳「ソビエトにお

ける教育制度改革の動向』『技術教育研究』第25号、1984.8。森下一期「ソ連の労働教育、職業技術教育の改革」「普通教育学校ならびに職業学校の改革の基本的方向(全訳)」『日ソ経済調査資料』No.629、1984.10.

- 2) 田中喜美「中等職業技術学校」『技術教育研究』第18号、1980.8。森下一期「職業技術学校とその教育内容」『技術教育研究』第22号、1982.8.
- 3) エヌ・ペトロビチエフ「職業技術学校の発展の新しい段階」『職業技術教育』1984.7.(露文)

### 《職業技術教育システムの一層の発展と熟練労働者幹部要員養成におけるその役割の向上について》の決定

—ソ連邦共産党中央委員会及び  
ソ連邦閣僚会議採択—

採択された決定において、ソ連邦共産党中央委員会及びソ連邦閣僚会議は、連邦共和国の共産党中央委員会、党的地方委員会及び州委員会、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会、ソ連邦の省庁及び連邦共和国閣僚会議が、《普通教育学校ならびに職業技術学校の改革の基本的な方向》にもとづいて、熟練労働者幹部要員の計画的養成の基本的形態としての職業技術教育システムの一層の発展と完成を保障し、青年の全般的職業教育への移行の実現におけるその役割を高めることを義務づけた。

職業技術教育施設における教育の一訓練的過程の思想的・政治的方向性の強化、生徒へのマルクス主義的世界観、堅固な唯物論的認識、敵対するイデオロギーのすべての現れに対する非妥協性の形成の必要性が強調されている。すべての未来の青年労働者は、社会主義社会の市民として、愛国者及び国際主義者として、また共産主義の積極的な建設者として、更に労働者階級固有の革命的イデオロギー、モラル、関心、集団的心理、労働・行動・生活の高い文化をもつた勤勉な主人として育成されなければならない。

職業技術教育の、技術一教育者集団とすべての勤務者の努力は、生徒の深い、堅固な知識の習得、彼らへの現代の経済的思考、高い職業的技量、労働に対する創造的態度の養成へ向けられなければならない。新しい技術、及びコンピューター、ロボット、マイクロプロセッサー手段及び彈力性ある技術の適用をともなう自動化生産の創造と利用のための熟練労働者の養成に特別な注意を向けなければならない。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会及び連邦共和国閣僚会議に対して、1984年に、現存する職業技術教育施設を单一のタイプ——職業と入学者の教育水準に応じた教育期間による相応する区分を持つ中等職業技術学校——に改組することを提議する。

中等職業技術学校は、通常3年の修学期間をもつ不完全中等学校を終了した青年の中から、また生徒の労働準備教育と職業の複雑さを考慮して1年以内の分化した修学期間をもつ中等普通教育学校の卒業生の中から、中等教育を有する熟練労働者の養成を行う。中等職業技術学校では、さまざまな理由で中等教育を習得していない青年のための個別のグループ、支部、夜間(交替)部門をつくることができ、また労働者幹部要員の再教育を行うことができる。この職業技術学校の生徒と勤務者に対して、職業技術教育の相応する教育施設に以前に定められていた特恵、特典及び物質的保障の条件が保たれる。

中等職業技術学校は、定められた手続で、2,000名以上の労働者のいる生産連合、企業、建設、組織を基礎につくられる。そして農村地域には、普通、各管理区域につくられ、地域の農工業合同の構成員となる。労働者数の少ない企業のために、この学校は地区の協力及び官庁間協力にもとづいてつくることができる。

自分の管理下に労働者要員の養成を行う職業(職業技術)学校を持つ省に対し、1984年~1986年の間に、それらの学校の職業技術教育に関するソ連邦国家委員会のシステムへの移行を完了することを提議する。

熟練労働者の養成における単一の国家政策実現において、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に

次のような権限を与えて、その役割を高める必要が認められる。即ち、すべての教育施設及び生産現場で労働者の養成を実行できる職業の一覧表を、定められた手続で決定する権限、職業教育を行うすべての省庁及び他の組織のためにこれらの教育の内容の单一で、義務的な水準を定め、労働者の職業を習得した人への資格審査と資格の授与の手続を定める権限、また労働者の養成に提起される要求の遵守に対する監督の権限である。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に対し、労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、ソ連邦高等・中等専門教育省、全ソ連邦労働組合中央評議会及びソ連邦の他の省庁と協力して、1984年～1985年の間に、中等職業技術学校、中等専門教育施設において、及び生産現場で直接に熟練労働者を養成するための職業と専門の一覧表を作成し、認可することを委任する。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に対し、関係する省庁の参加を得て、1985年～1987年の間に、教授プラン、及び専門科目に関するプログラムを作成し、それに基づいて、中等職業技术学校用の新しい教科書を準備することを勧告する。過度に複雑な教材や二次的な教材を取り除いて、各教授科目の内容の高い科学的水準とわかりやすさを保障すること。その中には、職業技術学校と普通教育学校の生徒の教授と訓育の継続性の強化、総合技術的方向性の強化、科学一技術の進歩の動向と展望を開く技術的、農学的及び他の専門の学科のより深い学習もまた規定すること。

また、普通教育的準備の水準の向上、科学の基礎の確実な習得の保障、普通中等教育への統一的な要求に応じた生徒の知識の質の向上に対する方策を探査し、普通教育科目の教授と獲得する職業との連絡を緊密にすることを勧告する。生徒の関心を考慮して、選択課業とサークルの課業を導入し、実験室の作業と自主的作業を広く実施すること。教育的一訓練的過程の総合的教育学的保障、教育的一教授法資料及び教授の教授学的手段の創造に特別の注意を払わなければならない。関連する職業のグループごとの職業準備教育の内容を反映する普通教育科目に関

する生徒用の学習資料を作成すること。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会及び省庁に対し、生徒の職業準備教育、とりわけ彼らの生産教授の水準を引き上げることを提議する。教授と生徒の生産的労働とのより深い、完全な結合を達成し、有用製品製造と、通常、基地企業の注文による複雑な種類の作業の遂行において生産教授を広く実施すること。新しい技術と技術学を効果的に利用する実際的習熟と能力、及び生産の革新者の経験の生徒による確実な習得を保障すること。生産の先駆者、革新者、労働のベテラン及び経験豊かな教師の指導の下に、よりよい隊と班を構成して、職業技術学校の生徒の生産教授と生産実習を行うこと。職業技術学校の生徒の生産教授の実施に対する、企業、公共機関及び組織の指導者の責任を高めること。

職業技術教育施設の生徒は生産実習のときに、企業や組織の労働者の登録構成員に含めないことを規定する。中等職業技术学校の生徒に、生産教授と生産実習の期間に彼らによって得られた金額の50%以上を支払うことを許可する。生産の標準以上の超過作業に対する賃金と奨励金が、隊の一員として、生産実習を行う生徒に生産現場で直接に支払われる。

ソ連邦共産党中央委員会及びソ連邦閣僚会議は、ソ連邦国家計画委員会、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会、省庁及び連邦共和国閣僚会議が、経済的、社会的発展の5ヶ年計画と年間計画案に、労働者要員への国民経済の要求、特に個々の地区、都市及び農村の特殊性を考慮して、不完全中等学校の卒業生の中等職業技术学校への入学の漸進的な増加（約2倍の見込みで）を規定することを義務づける。

このために中等職業技术学校の教育的一物質的基盤を全面的に強化し、その権威を高め、未来の青年労働者の普通教育的準備教育及び職業準備教育の教育的一訓練的過程と質を改善しなければならない。青少年の職業指導の組織化に特別な注意をはらうこと。職業技術教育の機関に、普通教育学校、労働集団、父母との関連を拡大すること。基地企業に対して職業技術教育施設への生徒の補充に積極的に参加させること。中等職業技术学校の卒業生に対して、資格の向上と教育の継続のための必要な条件をつく

り出すこと。

出版・印刷及び書籍販売事業に関するソ連邦国家委員会、テレビとラジオ、新聞及び雑誌の編集に関するソ連邦国家委員会に対して、職業技術教育施設の優れた教育者集団、基地企業、青年労働者——職業技術学校の卒業生——の仕事の経験を印刷物において、テレビ、ラジオによって体系的に照らすことを提議する。

ソ連邦の省庁、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会及び連邦共和国の閣僚会議に対し、職業技術教育施設の教育の一物質的基盤の強化に関する方策を実行することを委任し、1986年～1990年に關係する課題を定める。新たな企業と施設の建設、現在ある企業と施設の拡張に際しては、緊急にそれらの利用を開始することを保障しながら、計画に予定された中等職業技術学校の建設を同時にわなければならない。

ソ連邦の省庁に対し、職業技術教育施設の建設、改築及び技術的新装備に向けての資金投資と建設一組み立て作業の限度を、連邦共和国の閣僚会議への委任の慣例を部分的な参加のしかたで拡大することを勧告する。それらの実施に関する課題は、社会的一生涯機能の施設の建設計画の構成部分として地方人民代議員ソビエト執行委員会にまで至る。

省庁は、企業と組織の物質の一技術的供給の計画に、職業技術教育の機関と基地企業の申請にしたがって、中等職業技術学校のための、現代の設備、機械、機構、運搬手段、農業技術及び土地改良技術、測定器具、切削工具及び他の工具、可燃性一潤滑剤の供給を予め定めなければならない。

基地企業と組織に対し、中等職業技術学校の建物と設備の修理を保障すること、生徒の教育のために必要な教育職場と実習場を創設し、またこれらの学校の実習室の物質の一技術的保証を実現することを提議する。

連邦共和国閣僚会議、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会、ソ連邦農業省、ソ連邦土地改良と水道事業省、ソ連邦果実野菜省及びソ連邦農業技術国家委員会は、農村における中等職業技術学校網の一層の発展と合理的な配置、ならびに農工業連合部門

のための熟練幹部要員の養成の改善に、また職業技術学校の卒業生の労働、生活及び休息の必要な条件の創出と農業生産におけるそれらの確保に特別な注意を向ける。1986年～1990年に、農業生産のための幹部要員の養成を行う中等職業技術学校に対し、新しい教育施設の組織と現行の学習農場の拡張のための農場、またトラクター、コンバイン、自動車、バス、土地改良技術及び工作機械設備の分与に関する課題が定められる。これらの学校のために、国家の投資資金による、学習農場における土地改良作業と栽培技術作業の実施の規則が定められる。

連邦共和国閣僚会議に対し、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会及びソ連邦農業省の合意を得て、職業技術教育施設における農業生産の基本的職業に関する熟練労働者幹部要員の養成の計画を1985年から始め、実施することを委任する。

農業生産のための幹部要員を養成する中等職業技術学校の勤務者のために、組み立て建築家屋、また個人住宅建設用の建築資材及び設備の購入の際の付加的な特典が定められる。学習農場に対し、これらの学校の勤務者に、彼らによって生産された食肉、牛乳、卵及び他の生産品を国家の小売値段で販売することを許可する。

農場の定常的な労働に就いている中等職業技術学校の卒業生に500ルーブリ程度の生活必需品への臨時手当を支払うことを、ソフホーズと他の国営農業企業に対して許可し、コルホーズに対して勧告する。3年未満労働し、自分の希望で（正当な理由なし）あるいは労働規律の違反で職を離れた者は、受取った手当を全額返済しなければならない。

親から離れて暮している中等職業技術学校の生徒には、1986年から学校一寄宿舎の生徒のために定められた給食費の規準の拡張が適用される。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会と連邦共和国の職業技術教育の機関に対し、省庁、ならびに企業、建設現場、コルホーズ及びソフホーズの指導者と協力して、生産の専門家、青年の教師、労働のベテランと先進者を中等職業技術学校の生徒を扱う仕事へ広く引き入れ、生産教授のマーステルとして職業技術教育施設の仕事に移った高度に熟練した労

労働者のイニシアチブを全面的に奨励することを勧告する。全ソ連邦単科大学において、職業技術教育の指導的従事者と専門家の資格の向上を組織し、共和国の単科大学においては、技術一教育学の従事者の資格の向上を、そしてその支部では、職業技術学校における生産教授のマーステルの職に移った人の再教育を組織すること。これらの教育施設の講師の注意を、教育学と心理学の学習、及び生産分野の現代の成果と生徒の生産教授と訓育の教授法の習得に集中させること。

ソ連邦教育科学アカデミヤ、ソ連邦教育省、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会、省庁に対し、職業技術教育の現実的な問題に関する科学的研究の効率を高めることを提議する。ソ連邦教育科学アカデミヤの職業技術教育の教育学と心理学の部門の一層の発展に関する方策を実施すること。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に対し、職業技術教育のシステムの指導の様式と方法の改善、職業学校に提起された課題の遂行における要員の責任とイニシアチブ、事務的能力の向上に関する方策を実施することを提議する。職業技術教育施設の管理の問題、特に中等職業技術学校における組織的教育学的仕事の改善の問題、技術一教育学従事者の労働の科学的組織の問題、理論的教授と生産教授に対する管理の問題への注意を強化すること。

職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に対して、労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会及び全ソ連邦労働組合中央評議会と協力して、3ヶ月間に、中等職業技術学校についての規程、及び中等職業技術学校の基地企業（公共機関、組織）についての規程を作成し、ソ連邦閣僚会議での承認のために提出することを委任する。

連邦共和国及び自治共和国の閣僚会議、人民代議員ソビエト執行委員会に対し、現在の不完全中等普通教育学校及び完全中等普通教育学校卒業生の配置の单一計画作成に際して、承認された入学計画にしたがって、中等職業技術学校への生徒の充足を（職業指導の方策を考慮して）予め見込むことを委任する。これらの計画の遂行に対する管理を確立すること。学習年度の始めまでに、職業技術教育の施設の

建設の過程と適時な実施に効果的に影響を与えること。幹部による学校の強化に援助を与え、職業技術教育施設の労働者の労働と生活の条件の改善について不斷に配慮をし、まず第一に住居を提供すること。生徒の教授、訓育及び文化的一生活的サービスの質の向上、中等職業技術学校の卒業生の生産への確保を達成すること。

労働組合の中央委員会と労働組合ソビエト及び基地企業の労働集団に対し、熟練労働者の養成と育成の質の向上に積極的に関与し、獲得した職業と資格に厳密にしたがって中等職業技術学校の卒業生の授職と活用に対する監督を強化し、生徒の集団と技術一教育学従事者の集団における社会主義競争の組織化を改善することを勧告する。経済的、社会的発展の計画に、職業技術教育施設の物質的一技術的基礎の強化、生徒の勉学、労働、生活、休息と健康維持の条件の改善、彼らの技術的創造と芸術的創造への関心の発達に関する方策の団体契約を規定すること。

社会的に積極的な働き手の形成における生徒の労働組合組織の役割の向上、労働者階級の革命的、戦闘的、労働的伝統に立つ彼らの訓育の必要が強調される。

全ソ連邦レーニン共産青年同盟中央委員会、連邦共和国のレーニン共産青年同盟中央委員会、地区及び州のコムソモールに対し、職業技術教育施設への後援を強化し、職業技術学校に有効な援助を与えることを提議する。生徒の思想的一政治的教育への積極的な参加、彼らの高い道徳的な資質の形成、勉学の結果、学習規律と労働規律の遵守に対する生徒のコムソモールの組織の責任を高めること。

決定においては、次のことを強調する。即ち、連邦共和国の共産党中央委員会、党の地区委員会及び州委員会は、職業技術教育システムの威信を全面的に高め、熟練労働者の養成とかれらの共産主義的訓育の拡大と改善に関する、省庁、基地企業、職業技術教育の機関及び中等職業技術学校の活動に対する監督を強化しなければならない。また、職業技術学校の基礎党組織の指導を改善し、特別な注意を生産教授のマーステルと普通教科の教師の中の党の層の強化に向けて、教育的一訓育的仕事の経験を持つコムニストによって彼らを強化しなければならない。

〔プラウダ 1984. 5. 11 より翻訳〕

（名古屋大学）